

条例第 35 号

館山市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(館山市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 館山市道路占用料徴収条例 (昭和 29 年条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条)

種別			単位	金額
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	電柱		1本1年につき	590円
	電話柱（電柱であるものを除く。）			550円
	街灯（電柱又は電話柱であるものを除く。）			150円
	その他の柱類			84円
	その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	27円
	地下に設ける電線その他の線類			16円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			310円
	広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	1,100円
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,000円
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる	地下埋 設物類	外径0.07メ ートル未満の もの	長さ1メートル1 年につき	22円

物件	外径 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		27 円
	外径 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		39 円
	外径 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		55 円
	外径 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		78 円
	外径 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		110 円
	外径 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		170 円
	外径 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		270 円
	外径 1 メートル以上のもの		630 円
法第 3 条第 1 項第	鉄道，軌道その他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,000 円

3 号に 掲げる 施設				
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に 掲げる 施設	歩廊，雪よけその他こ れらに類する施設		占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	1，000 円
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に 掲げる 施設	地下 街，地	上空に設ける通 路	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	800 円
	下室， 通路，	地下に設ける通 路		340 円
	浄化槽 その他 これら に類す る施設	その他のもの		1，000 円
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に 掲げる 施設	露店， 商品置 場その 他これ らに類 する施 設	祭礼，縁日等に 際し，一時的に 設けるもの	占用面積 1 平方メ ートル 1 日につき	9 円
		その他のもの	占用面積 1 平方メ ートル 1 月につき	95 円
道路法 施行令 (昭和 27 年 政令第 479 号。以	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的に設ける もの	表示面積 1 平方メ ートル 1 月につき	95 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メ ートル 1 年につき	1，100 円
	標識		1 本 1 年につき	380 円

下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	1本1日につき	7円
		その他のもの	1本1月につき	71円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	9円
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	95円
		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき
その他のもの	95円			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び第5号に掲げる工事用材料	工事用板囲，足場，詰所等		占有面積1平方メートル1月につき	87円
	土砂，竹木，瓦，工事材料等			
その他			市長が別に認定する額	

（館山市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正）

第2条 館山市準用河川の流水占用料等に関する条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条第1項）

占用料の 名称	区分	単位	金額
土地占用 料	宅地として使用するために 占用するもの	1平方メート ル1年につき	1,000円
	工作物を設置するために 占用するもの		
	工作物を設置せず原形の まま占用するもの		
	電柱	1本1年につ き	590円
	電話柱（電柱であるもの を除く。）		550円
	鉄塔	1平方メート ル1年につき	1,000円
	諸管 埋設 物類	長さ1メート ル1年につき	22円
			27円
			39円
			55円
			78円
			110円
			170円

	以上 0.7メートル未満のもの		
	外径 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		270円
	外径 1メートル以上のもの		630円
	採草地，放牧地その他これらに類するもの	1平方メートル1年につき	7円
	工作物を設置する漁業敷地		6円
	ゴルフ場		210円
	運動場及びこれに類するもの		16円
	流水占用料	毎秒1リットル1年につき	450円
	発電以外の原動力用に供するもの		
	鉱工業用に供するもの		4,630円
	その他の用に供するもの		30円

備考

- 1 使用期間が1年未満のものは月割計算とし，1月未満のものは1月とする。
- 2 流水占用料等が1件100円未満の場合は，100円とする。
- 3 流水占用料は通水開始の月から徴収し，通水を廃止したときは廃止の月まで徴収する。
- 4 かんがい用及び上水道用に供するものは，徴収しない。

(館山市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 館山市法定外公共物管理条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条第1項）

区分		単位	金額
電柱，電	電柱	1本1年につ	590円

線，変圧塔，郵便差出箱，公衆電話所，広告塔その他これらに類する工作物	電話柱（電柱であるものを除く。）		き	550円
	街灯（電柱又は電話柱であるものを除く。）			150円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,000円
	郵便差出箱			310円
	広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	1,100円
	その他のもの	線類	長さ1メートル1年につき	27円
		その他	占用面積1平方メートル1年につき	1,000円
水管，下水道管，ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	22円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			39円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			78円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110円

	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		170円
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		270円
	外径が 1メートル以上のもの		630円
鉄道，軌道その他これらに類する施設		占有面積 1 平方メートル 1 年につき	1,000円
歩廊，雪よけその他これらに類する施設			
地下街， 地下室， 通路，浄 化槽その他これら に類する 施設	上空に設ける通路		800円
	地下に設ける通路		340円
	その他のもの		1,000円
露店，商 品置場その他これ らに類する施設	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	占有面積 1 平方メートル 1 日につき	9円
	その他のもの	占有面積 1 平方メートル 1 月につき	95円
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	95円
	その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	1,100円
標識		1 本 1 年につき	380円

旗ざお	祭礼，縁日等に際し， 一時的に設けるもの	1本1日につ き	7円
	その他のもの	1本1月につ き	7.1円
幕（工事 用施設で あるもの を除 く。）	祭礼，縁日等に際し，一 時的に設けるもの	その面積1平 方メートル1 日につき	9円
	その他のもの	その面積1平 方メートル1 月につき	9.5円
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につ き	470円
	その他のもの		9.5円
工事用施設及び工事用材料		占用面積1平 方メートル1 月につき	87円
仮設建築物及び一時収容施設			
工作物等を敷設するために占用す るもの		1平方メート ル1年につき	1，000円
工作物等を敷設せず原形のまま占 用するもの			
その他		市長が別に認定する額	

備考

- 1平方メートル未満の端数があるときは，1平方メートルとして計算する。
- 1メートル未満の端数があるときは，1メートルとして計算する。
- 1日未満の端数があるときは，1日として計算する。
- 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき，又はその期間に1月未満の端数があるときは，1月として計算する。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき，又はその期間に1年未満の端数があるときは，月割をもって計算し，なお，1月未満の端数が

あるときは、1月として計算する。

6 占用料の徴収額が1件100円未満のときは、100円とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条第2項）

区分	単位	金額
砂利	1立方メートルにつき	260円
砂		230円
土砂		160円

備考 1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。